

議案第7号

西脇市国民健康保険特別会計条例の一部を改正する条例
の制定について

西脇市国民健康保険特別会計条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成30年2月27日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

国民健康保険の都道府県単位化に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市国民健康保険特別会計条例の一部を改正する条例

西脇市国民健康保険特別会計条例（平成17年西脇市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、療養給付費等交付金、共同事業交付金」を削り、「老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金」を「国民健康保険事業費納付金」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。